



薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業 保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

日本薬剤師会 医薬情報管理部
河野 行満

2018/09/29



1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
2. 日本薬剤会認証局の現状
3. 申請から発行までの流れ



1. 薬剤師資格証の発行に至るまで

2. 日本薬剤会認証局の現状

3. 申請から発行までの流れ



薬剤師資格証の発行に至るまで

- ▼当初は電子証明書のみを発行を準備
 - 2006：前年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた検討を開始
 - 2012：厚労省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」における処方箋の電磁的な交付を検証するために、薬剤師HPKI認証局（仮運用）を立ち上げ、実証事業用に薬剤師電子証明書（仮）を発行
- ▼薬剤師資格証の発行にシフト
 - 2014：前年の医師資格証発行に呼応し、薬剤師資格証発行に関する検討を開始。発行運用等を見直し。
 - 2016/4：厚労省より「日本薬剤師会認証局」の承認
 - 2017/3：本会役員への発行開始

薬剤師資格証



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり

「薬剤師」であることを証明



1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
- 2. 日本薬剤会認証局の現状**
3. 申請から発行までの流れ

薬剤師資格証発行に対する基本的な考え方

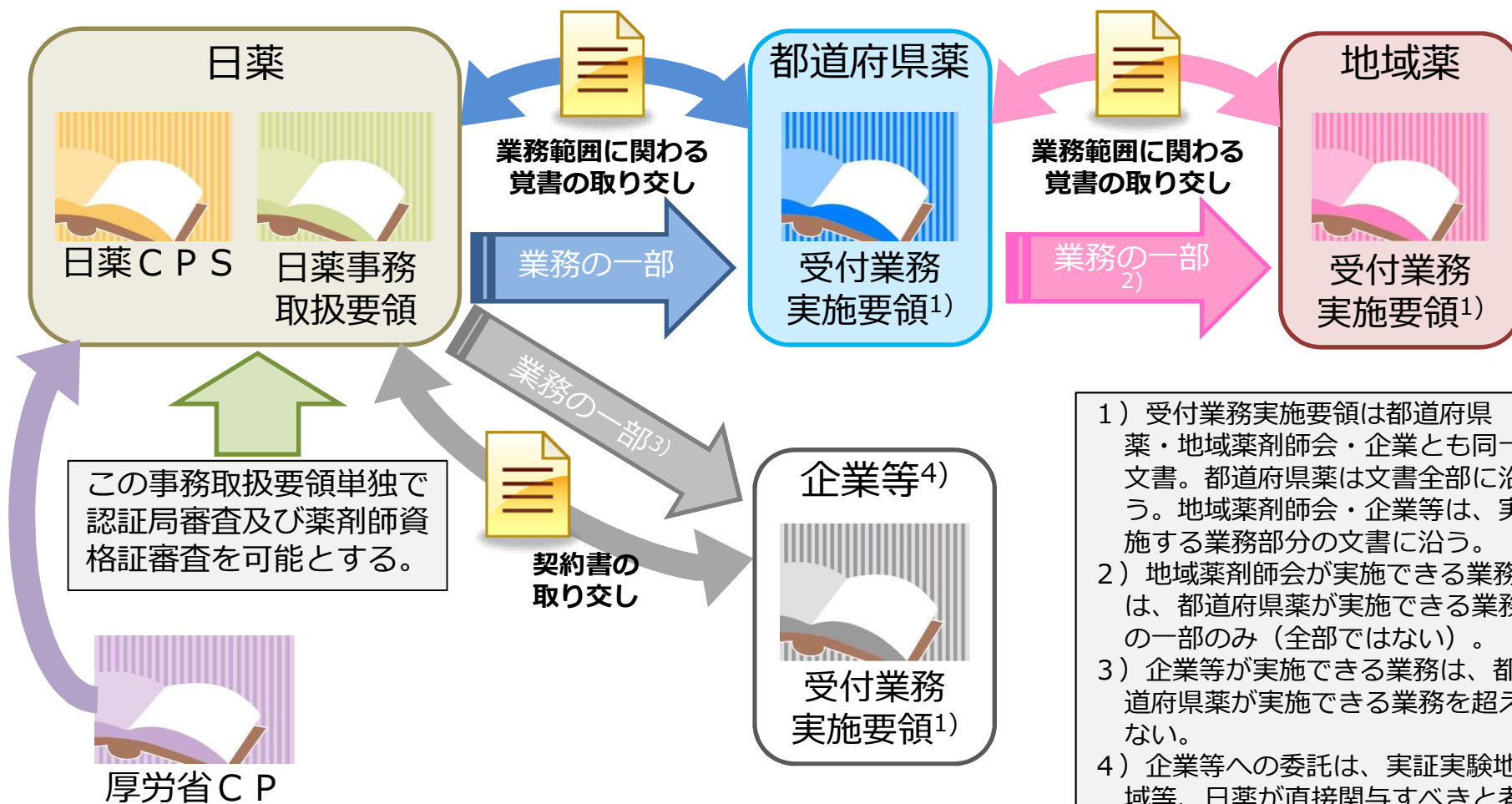


■ 基本的な考え方

- 「薬剤師資格証」とは、所持する人が薬剤師であることを証明する「物」とすると同時に、内蔵する I C チップ に電子的な H P K I （保健医療福祉分野公開鍵基盤）証明書 を内包し、電子署名等にも利用できる物である。
- 電子署名は、電子処方箋への署名（電子署名）に必須である。また、「物」としては、大規模災害時等に薬剤師資格を示すこと等が可能と考えられる。
- そのため、**信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須**である。
 - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
 - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須
- 都道府県薬との連携（日薬だけの運用は難しい）。**
 - ✓ 一部業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みも検討



日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携



- 1) 受付業務実施要領は都道府県薬・地域薬剤師会・企業とも同一文書。都道府県薬は文書全部に沿う。地域薬剤師会・企業等は、実施する業務部分の文書に沿う。
- 2) 地域薬剤師会が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務の一部のみ（全部ではない）。
- 3) 企業等が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務を超えない。
- 4) 企業等への委託は、実証実験地域等、日薬が直接関与すべきと考えられる場合を想定。



書類審査プロセスの分担

	都道府 県薬	地域 薬
▼受付（申請者本人がいる間に行わなければならない業務）		
申請区分の（口頭での）確認	○	○
チェックリストに基づく書類の取揃えの確認	○	○
本人確認書類（パスポート・運転免許証等）での本人確認	○	○
薬剤師免許証が偽物でないかの確認（実物の場合）	○	○
本人確認書類と薬剤師免許証（実物の場合）のコピー	○	○
▼内容確認（必ずしも申請者本人がいる必要のない業務）		
申請書の記載と各種書類の記載に差異がないか確認	○	○
書類の取揃えと内容の再確認（ダブルチェック）	○	—
▼日薬に書類を送付		
受け付けた書類・写真等を日薬に送付	○	—

※ 都道府県薬との覚書の取り交わし状況：取り交わし済－13、決済中－4

発行の状況



2015年度	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備	
2016年度	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	発行予定 200枚	4枚 発行
2017年度	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知 ・ 全国会議の開催(9月6日)	発行予定 400枚	46枚 発行
2018年度	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	発行予定 3000枚	40枚 発行済
2019年度	・ 本格的発行の開始(約2万枚/年) ・ 5年後のH35年度までに計10万枚程を発行	本格発行※ 2万枚/年	

※ ①厚労省CPに従い薬剤師資格証の有効期限を5年とした(5年毎にカード更新)、②カード更新時には、事務作業が必要であり、年間の発行枚数に多寡があると体制整備が難しい、等に鑑み、カード有効期間内に会員約10万人を処理する一定数として算出した(5年で約10万枚)。

残念ながら
予定とはズレています・・・

普及を図りたいのですが・・・

- 利用シーンを思い浮かべることが出来ない。
- 今のところ、利用先が非常に限られている。
- 電子処方箋には必要とされていても、現実味に乏しい。
- しかも、有料。



- 利用先の拡大に向けた取り組みが求められている。

薬剤師資格証の発行が必要になってから、日薬認証局を設置するという方法もあります。一方、国は、地域医療情報連携基盤の設置推進や電子処方箋の本格運用を検討しています。認証局の設置には年単位の時間がかかるため、本会では、薬剤師資格証を必要とする会員が、必要な時に困らないように、認証局を立ち上げています。



発行増に向けた地道な取り組み

- 都道府県薬向けの説明会の実施
 - 薬剤師資格証発行体制確保の意義
- 各種資材の作成
 - 都道府県薬受付対応マニュアル、DVD等（作成済）
 - 会員向け啓発資材（検討中）
- 利用シーン拡大のための対応
 - 非接触読み取り可能領域の情報とその利用
 - 読み出し用プログラムの開発
 - 研修会での出欠記録
 - 認証用電子証明書の利用
 - システムドライバの開発
 - レセコンや電子薬歴システム等へのログイン等々



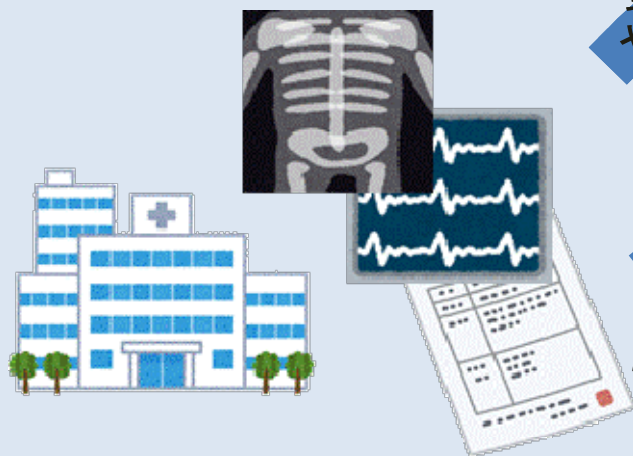
発行増につながる可能性のあるイベント

- 電子処方箋の発行
 - 2018/8：厚労省が電子処方せんの運用ガイドラインを改定。
 - 本年度中に、何らかの実証事業を行う予定あり。
 - たとえ1医療機関の発行でも、複数の薬局の複数の薬剤師に薬剤師資格証が必要となる。
- 地域医療情報連携基盤の普及
 - オンライン保険資格確認、医療等IDの進展、全国保健医療情報ネットワークや保健医療記録共有サービス等が、2020年の本格稼働に向け動き出している。
- 災害時の薬剤師派遣
 - 券面を見せることで、薬剤師であることを証明できる。
- 調剤報酬等、医療・介護保険上の評価
 - 次ページ

2018年改定で新設された診療報酬の項目

電子紹介状を送る医療機関

- 検査・画像情報提供加算
 - 退院する患者の場合200点
 - 外来患者30点

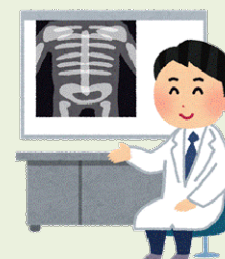


要件を満たせば、加算
や評価料を算定できる。

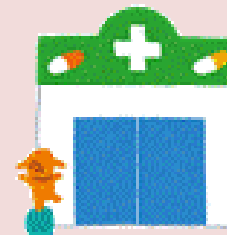
加算は算定できる。
評価料の項目は無い。

電子紹介状を受け取る医療機関

- 電子的診療情報評価料
 - 一律30点



電子紹介状を受け取る薬局



医療機関は検査・画像情報提供加算を算定可能となったこともあり、やり取りに必要な「医師資格証」の発行が増加。さらに、電子紹介状を念頭に置いた「文書交換サービス」を(間接的に)日医がサービスイン。

調剤報酬での対応は？



1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
2. 日本薬剤会認証局の現状
- 3. 申請から発行までの流れ**



申請方法について（その特色）

- 薬剤師資格証の発行申請書の作成は、専用のホームページで行う。
- またその際の入力データを、認証局側でも流用できる仕組み。
- 申請書の手書き部分は、「暗証番号」と「署名」の二箇所のみ。
- 以上の仕組みを構築した利点
 - 認証局でデータをデジタル化する必要がない。
 - 文字の誤入力、誤判別の可能性が少ない。
 - 異体字等が氏名に含まれている場合でも、本人の意思で代替する文字を選択し、申請することになる。
- 現時点では、ほぼ上手く稼働しています。



薬剤師資格証発行までの全般的な流れ


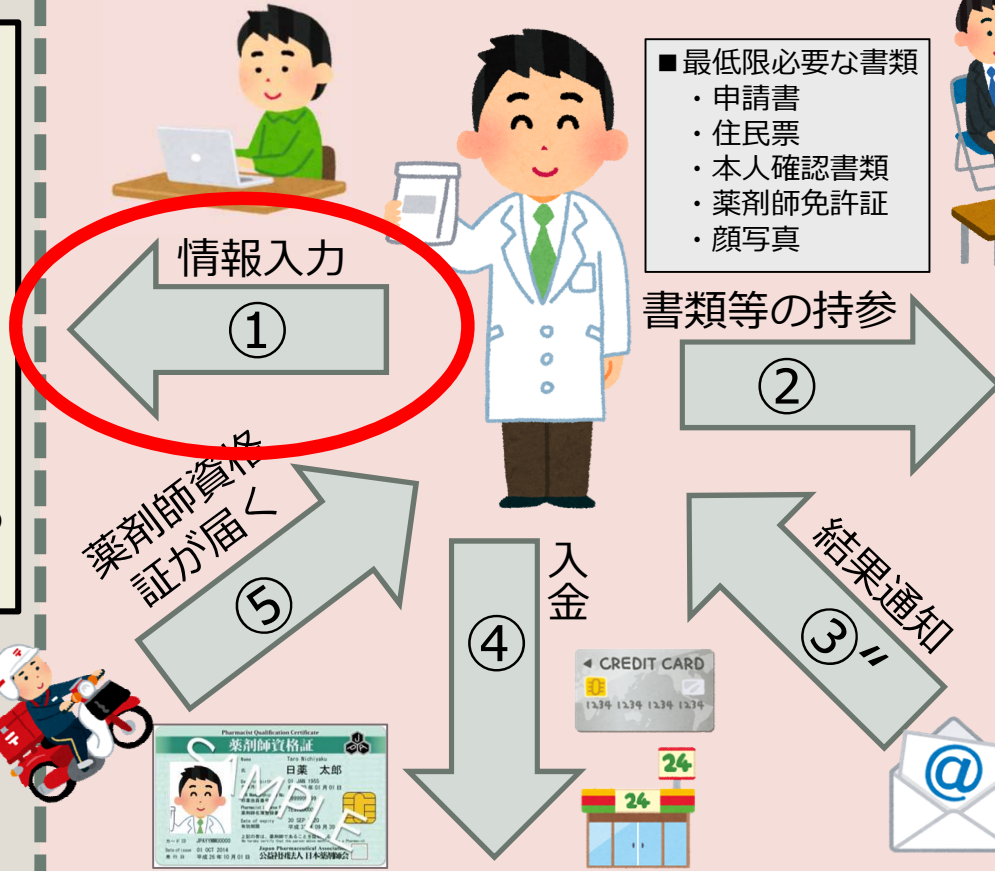
日薬

申請者


都道府県
(地域)薬



薬剤師資格証
申請書作成支援
サービス
(インターネット上の
専用ホームページ)



都道府県(地域)
薬剤師会
チェック後、
日薬に送付



日本薬剤師会

④'薬剤師資格証印刷、送付

③'再チェック

薬剤師資格証申請書作成支援サービスHP



12. 本人限定受取郵便で薬剤師資格証が届く。
13. 受領証を返送する。

1.申請前の準備

最初に、「1.申請前の準備」で、申請に必要な書類等を確認してください。
確認の最後に、必要書類一覧が表示されますので、画面を印刷するなどして保存されることをお勧めします。

①申請前の準備

2.申請書の作成

上記「1.申請前の準備」がお済みになり、申請に必要な書類をご用意頂いた方は「2.申請書の作成」へお進みください。
申請書の作成では、初めに本会からの連絡先としてご登録頂くメールアドレスの確認をいたします。
有効なメールアドレスをご用意いただき、「accept-hpki@nichiyaku.or.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。
申請書の作成の最後に申請書がPDFでダウンロードされますので必ずPCに保存してください。
申請書の作成の途中で画面を閉じたり等で中断した場合は、最初から再度実施してください。
途中で保存することは出来ませんのでご注意ください。

②申請書の作成

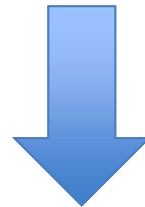
公益社団法人 日本薬剤師会

事前準備（申請に必要な書類の確認）の必要性



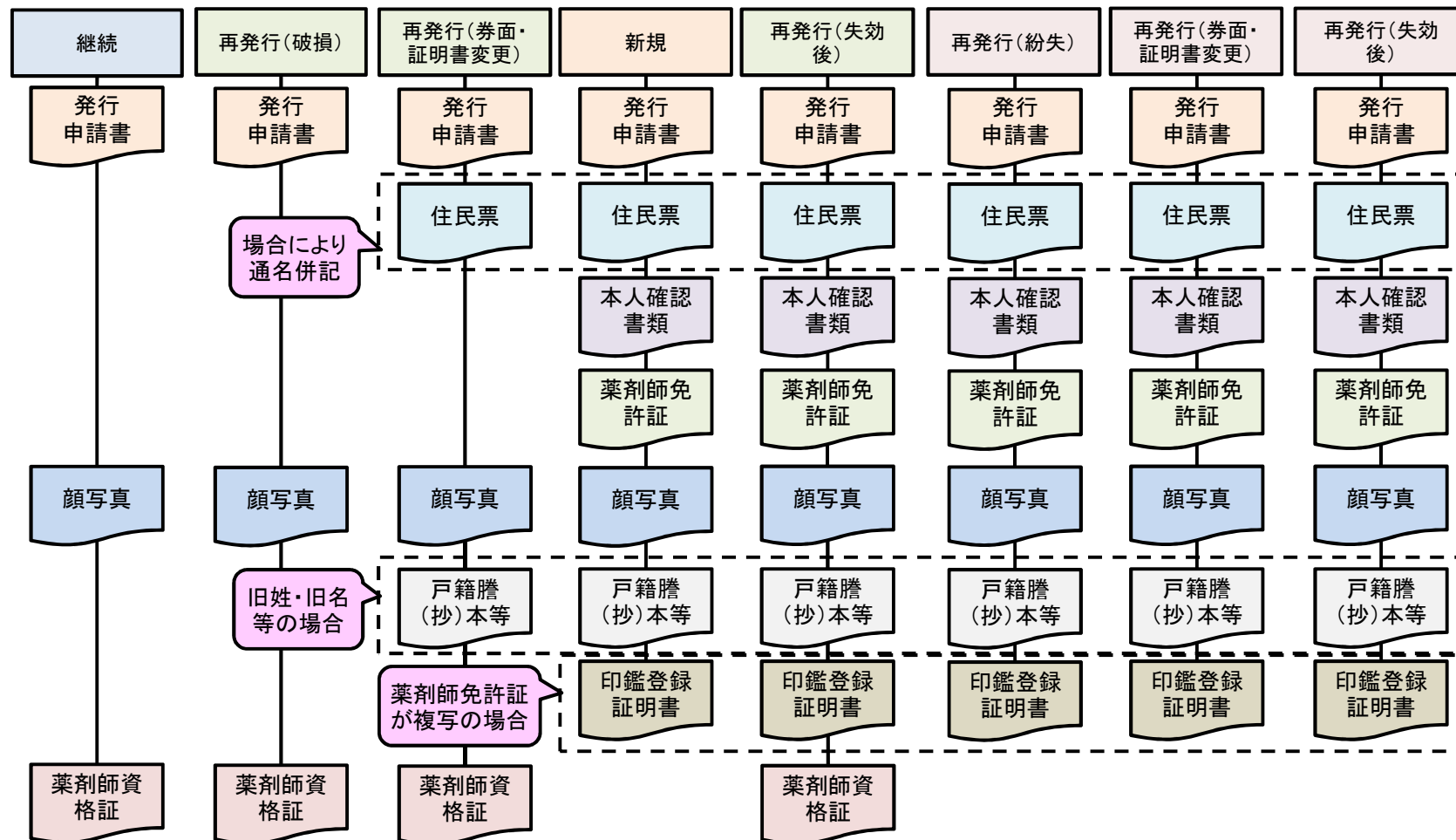
なぜ事前準備が必要なのか？

申請に必要な書類は全員同じではなく、条件により一部が変わります。（例：薬剤師資格証に旧姓を記載したい場合や、薬剤師免許証はコピーを持参したい場合など。）



書類の不備等を防ぐため、ホームページでは、まず、申請者本人が「自身の申請に必要な書類の確認」を行います。

申請種別による必要な書類の違い（例）



事前準備の画面の例



日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請書提出の際に必要な書類を確認いたします。
当てはまる選択肢をクリックしてください。
チェックを入れた選択肢から必要書類を表示します。

薬剤師資格証に記載する希望姓名を以下から選択してください。

選択肢

- 現姓（本名）
- 旧姓・旧名
- 通名

戻る 次へ

公益社団法人 日本薬剤師会

設問に対して該当するものをチェックすると、次の設問が現れます。

申請に必要な書類の提示



日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請区分：A新規申請

この画面を印刷し、有効期限内の必要書類・写真をご用意ください。

書類・写真が揃いましたら、再度、「日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス」のホームページに行き、

「2.申請書の作成」にお進みください。

なお、顔写真は6ヶ月以内に撮影したパスポートサイズのもので、パスポート申請と同じ基準で撮影された顔写真が必要です。

詳細は、外務省等のホームページをご覧ください。

外務省HP（参考）：http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

申請に必要な書類の一覧が表示されます。

1. 発行申請書
2. 住民票の写し（発行日から3ヶ月以内かつ、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの）
3. 運転免許証（有効期限内のもの）
4. 薬剤師免許証の原本
5. 顔写真(6ヶ月以内のもの)

戻る

TOP画面へ

公益社団法人 日本薬剤師会

申請に必要な書類の確認は以上になります。
次は発行申請書の作成です。

薬剤師資格証申請書作成支援サービスHP



12. 本人限定受取郵便で薬剤師資格証が届く。
13. 受領証を返送する。

1.申請前の準備

最初に、「1.申請前の準備」で、申請に必要な書類等を確認してください。
確認の最後に、必要書類一覧が表示されますので、画面を印刷するなどして保存されることをお勧めします。

①申請前の準備

① 事前準備

2.申請書の作成

上記「1.申請前の準備」がお済みになり、申請に必要な書類をご用意頂いた方は「2.申請書の作成」へお進みください。
申請書の作成では、初めに本会からの連絡先としてご登録頂くメールアドレスの確認をいたします。
有効なメールアドレスをご用意いただき、「accept-hpki@nichiyaku.or.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。
申請書の作成の最後に申請書がPDFでダウンロードされますので必ずPCに保存してください。
申請書の作成の途中で画面を閉じたり等で中断した場合は、最初から再度実施してください。
途中で保存することは出来ませんのでご注意ください。

②申請書の作成

② 申請書作成

公益社団法人 日本薬剤師会

発行申請書作成の例（1）

- 申請に必要な書類を確認した後、申請者は「発行申請書」を作成します。
- 発行申請書も、書類確認と同じ専用のWeb画面から作成します。

12. 本人限定受取郵便で薬剤師資格証が届く。
13. 受領証を返送する。

1. 申請前の準備

最初に、「1. 申請前の準備」で、申請に必要な書類等を確認してください。
確認の最後に、必要書類一覧が表示されますので、画面を印刷するなどして保存されることをお勧めします。

① 申請前の準備

2. 申請書の作成

上記「1. 申請前の準備」がお済みになり、申請に必要な書類をご用意頂いた方は「2. 申請書の作成」へお進みください。
申請書の作成では、初めに本会からの連絡先としてご登録頂くメールアドレスの確認をいたします。
有効なメールアドレスをご用意いただき、「accept-hpki@nichiyaku.or.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。
申請書の作成の最後に申請書がPDFでダウンロードされますので必ずPCに保存してください。
申請書の作成の途中で画面を閉じたり等で中断した場合は、最初から再度実施してください。
途中で保存することは出来ませんのでご注意ください。

② 申請書の作成

公益社団法人 日本薬剤師会

専用Web画面の「②申請書の作成」より、発行申請書の作成画面に進みます。



発行申請書作成の例 (2)

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

メールアドレスの登録
申請書作成にあたり、はじめにご登録頂くメールアドレスの確認をいたします。
以下メールアドレス入力欄にメールアドレスを入力頂き、利用規約に同意の上、メール送信ボタンをクリックしてください。

入力して頂いたメールアドレス宛てに、「[薬剤師資格証] メールアドレス登録のお知らせメール」という件名でメールを送信させていただきます。
メール記載のURLにアクセスして頂き、申請書作成に進んでください。

メールアドレス入力
test@nichiyaku.or.jp

※メールフィルタを使用している場合は「accept-hpki@nichiyaku.or.jp」からのメールを受信できるように設定してください。
メールに記載されたURLの有効期限は、メールの送信時間より30分以内となっておりますのでご注意ください。

ご利用規約(利用者同意書)
日本薬剤師会認証局 HPKI署名用及び認証用証明書サービス利用規約 (利用者同意書)
2017年4月1日版

第1条 (総則)
1. 「日本薬剤師会認証局 HPKI署名用及び認証用(人)証明書サービス利用規約」(以下、「本規約」という。))は、日本薬剤師会(以下、「当会」という。))が提供する「HPKI署名用及び認証用証明書サービス」(以下、「本認証サービス」という。))の利用に関して定めたものです。
2. 本認証サービスは、「HPKI署名用証明書」及び「HPKI認証用(人)証明書」(以下、両者を合わせて「加入者証明書」という。))を発行するサービスです。
3. 「日本薬剤師会認証局運用規程」(CPS: Certification Practice Statement、以下、「CPS」という。))及び本規約は、本認証サービスの変更に伴い変更される場合があります。

利用規約の確認と同意欄への✓

第2条 (サービス内容)
1. 当会が運用する日本薬剤師会認証局(以下、「本認証局」という。))は、利用者からの利用申込みにより加入者証明書を発行します。
2. 本認証局は、CPS及び本規約に同意した利用者に対して、利用者公開鍵(利用者署名検証符号及び認証用符号)及び利用者秘密鍵(利用者署名符号及び認証用符号)を生成し、加入者証明書とともに証明書格納媒体(ICカード等)に格納します。
3. 加入者証明書は、医療従事者等の保健医療福祉分野サービス提供者の署名検証及び認証の用途においてのみ利用できるものとします。

第3条 (利用者の義務)
1. 加入者証明書の利用に際してはCPS及び本規約に同意し、遵守するとともに、CPS及び本規約に記載の用途でのみ加入者証明書を利用しなければなりません。

利用規約に同意する。

戻る メール送信

公益社団法人 日本薬剤師会

メールアドレスの登録画面に進みますので、メールアドレスを入力します。

利用規約を確認して同意したら「利用規約に同意する」を✓します。

「メール送信」のボタンが選択できるようになりますので、クリックします。

発行申請書作成の例 (3)



現在のメールボックスの検索 (Ctrl+E) 現在のメールボックス

すべて 未読 日付 日付の新しいアイテム ↓

今日

accept-hpki@nichiyaku.or.jp
【薬剤師資格証】メールアドレス登録のお知らせメール 13:52

メールアドレス登録完了のお知らせ

ご利用頂き誠にありがとうございます。
メールアドレス登録が完了いたしましたのでお知らせいたします。

下記 URL より本申請申し込み手続きが行えますので、
アクセスを宜しくお願い致します。

https://hpki.nichiyaku.or.jp/300_ConsentConfirm/ConsentConfirm.aspx?mail=nABcl252fPyVaug1dOftni6oAm6uA90zkEo%252fKCsJG253d&time=GWskPALDzrb5Rdm9fi292HZ8

※上記 URL の有効期限は、メールの送信時間より 30 分以内となっておりますのでご注意ください。

■本メールは送信専用です。ご返信頂いてもお答えできませんのでご了承ください。

■ご質問等ありましたらこちらに直接ご連絡お願い致します。
hpki@nichiyaku.or.jp

指定されたアドレスにメールが送信されますので、受信してメールに記載されたURLをIE11で開きます。

発行申請書作成の例 (4)

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請書作成
申請書の作成を行います。
画面内容に従って進行し、必要項目を入力してください。

ご利用規約(利用者同意書)
日本薬剤師会認証局 HPKI署名用及び認証用証明書サービス利用規約 (利用者同意書)
2017年4月1日版

第1条 (総則)
1. 「日本薬剤師会認証局 HPKI署名用及び認証用(人)証明書サービス利用規約」(以下、「本規約」という。)は、日本薬剤師会(以下、「当会」という。)が提供する「HPKI署名用及び認証用証明書サービス」(以下、「本認証サービス」という。)の利用に関して定めたものです。
2. 本認証サービスは、「HPKI署名用証明書」及び「HPKI認証用(人)証明書」(以下、両者を合わせて「加入者証明書」という。)を発行するサービスです。
3. 「日本薬剤師会認証局運用規程」(CPS: Certification Practice Statement、以下、「CPS」という。)及び本規約は、本認証サービスの変更に伴い変更される場合があります。

利用規約の再確認

第2条 (サービス内容)
1. 当会が運用する日本薬剤師会認証局(以下、「本認証局」という。)は、利用者からの利用申込みにより加入者証明書を発行します。
2. 本認証局は、CPS及び本規約に同意した利用者に対して、利用者公開鍵(利用者署名検証符号及び認証用符号)及び利用者秘密鍵(利用者署名符号及び認証用符号)を生成し、加入者証明書とともに証明書格納媒体(ICカード等)に格納します。
3. 加入者証明書は、医療従事者等の保健医療福祉分野サービス提供者の署名検証及び認証の用途においてのみ利用できるものとします。

第3条 (利用者の義務)
1. 加入者証明書の利用に際してはCPS及び本規約に同意し、遵守するとともに、CPS及び本規約に記載の用途でのみ加入者証明書を利用しなければなりません。

私は、上記申請者同意書に

公益社団法人 日本薬剤師会

利用規約を再確認します。

「同意します」をクリックします。

発行申請書作成の例（5）



日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請書類確認で確認した申請区分を以下から選択してください。

- A : 新規申請
- B : 継続申請
- C-1 : 再発行 (破損)
- C-2 : 再発行 (券面・証明書変更)
- C-3 : 再発行 (失効後)
- D-1 : 再発行 (紛失)
- D-2 : 再発行 (券面・証明書変更)
- D-3 : 再発行 (失効後)

戻る

公益社団法人 日本薬剤師会

該当する区分を選択します。
(ここでは新規申請。)



発行申請書作成の例 (6)

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請区分「A：新規申請」の申請情報入力ページです。
以下入力欄に必要な情報を入力してください。
グレーで入力できない欄につきましては入力不要の項目となります。

【申請者登録情報】

氏名	漢字	必須 全角文字	姓	<input type="text"/>	名	全角文字
	フリガナ	必須 全角カナ	姓	全角カナ	名	全角カナ
	ローマ字	必須 半角英字	姓	半角英字	名	半角英字

カナ⇒ローマ字表記変換 ←フリガナ入力後クリック

生年月日 必須 昭和 30 (1955) 年 1 月 1 日

性別 必須 男性 女性

住民票記載住所

郵便番号	必須 半角数字	XXX-XXXX	住所変換 ←郵便番号入力後クリック
都道府県	必須	北海道	
市区町村	必須 全角文字	全角文字	
番地・その他	必須 全角文字	全角文字	

必要事項の入力

薬剤師名簿登録番号 必須 半角英数字 第 号

薬剤師名簿登録年月日 必須 昭和 30 (1955) 年 1 月 1 日

日本薬剤師会会員区分 必須 会員 非会員 入会手続き中

【薬剤師資格証の記載氏名及び送付先】

薬剤師資格証記載氏名	必須	<input checked="" type="radio"/> 現姓(本名) <input type="radio"/> 旧姓・旧名 <input type="radio"/> 通名
	必須	<input type="radio"/> 住民票記載住所 <input type="radio"/> 薬剤師資格証送付先住所

申請者情報の登録画面になりますので、揃えた申請書類を確認しながら、必要な事項を入力していきます。



発行申請書作成の例 (7)

★注意書き★

注意書き

申請書作成日 2017/08/22

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請に必要な書類等のチェックリスト

薬剤師資格証 申請書作成支援サービスにて入力して頂いた情報を元に、必要な書類等を以下に表示させていただきます。
申請時の書類に漏れがないよう、
「③必要書類」のチェック欄でチェックを実施して下さい。
また、申請の際には、このチェックリストも必要になりますので、ご留意下さい。

【申請者氏名】
①現姓名 本田 顕子様
②旧姓名または通名

【確認内容】
①申請区分 A:新規
②WFR申請ID JPA_201708220001

③必要書類
以下チェック項目にチェックをつけて頂き、ご用意頂いた書類の再確認をお願い致します。

申請者使用欄	事務欄1	事務欄2
<input type="checkbox"/> 発行申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 申請書に自署を記載しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 増設番号を記載しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 顔写真を貼付しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 住民票の写し(発行日から3ヶ月以内かつ、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 運転免許証(有効期限内のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 薬剤師免許証(複写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 複写した薬剤師免許証に実印を押し印しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 印章登録証明書(発行日から6ヶ月以内をご用意頂きましたか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> このチェックリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【お問い合わせ】
日本薬剤師会認証局 登録事務局
hpk@nichiyaku.or.jp

チェックシート

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 発行申請書(新規)

①申請情報 以下の枠内に申請者氏名を自署してください

申請日	2017/08/22	申請者氏名(自署)	
申請区分	A:新規	申請者氏名(本名・現姓)	
カードID	JPA		

※継続・再発行の場合はカードIDが記入されます。

②申請者登録情報

フリガナ	セイ	ホンダ	メイ	アキコ
氏名	漢字	姓	名	顕子
	ローマ字	Sur Name	GIVEN Name	Akiko
生年月日	昭和46年09月20日		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
住所	〒1608389 東京都 新宿区			
住民票記載住所	四谷三丁目三番一号			
薬剤師名簿登録番号	第 000001 号	薬剤師名簿登録年月日	平成10年1月1日	
日本薬剤師会会費区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 入会手続き中 <input type="checkbox"/> 非会員			

③カード発行情報

カードを利用するための暗証番号です。
暗証番号は4桁を記入ください。
暗証番号は「0000」(ゼロ)を任意の数字で変更してください。

暗証番号		暗証番号(旧姓・旧名)	<input type="checkbox"/>	暗証番号(通名)	<input type="checkbox"/>
フリガナ	セイ	メイ			
氏名(旧姓・旧名)	漢字	姓	名		
氏名(通名)	ローマ字	Sur Name	GIVEN Name		
	■申請者住民票住所と同じ		<input type="checkbox"/> その他住所		
住所	〒1608389 東京都 新宿区				
カード送付先住所	四谷三丁目三番一号 (郵便名)				

④連絡先住所

■申請者住民票住所と同じ カード送付先住所と同じ その他住所

連絡先住所	〒1608389 東京都 新宿区				
	四谷三丁目三番一号 (郵便名)				
電話番号	033511170	FAX番号			
メールアドレス	webmaster1@nichiyaku.or.jp				

私は以下の内容を確認し、日本薬剤師会認証局に薬剤師資格証を申し込みます。
「日本薬剤師会認証局運用規程(CPS)」及び「日本薬剤師会認証局利用規約」に同意します。
※写真、氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号が薬剤師資格証の券面に記載されることに同意します。
●証状の取扱い

WFR申請ID	JPA_201708220001	受付番号	
◆JPA暗証番号		◆日本薬剤師会暗証番号	
確認日		検閲日	
開票日		開票日	

写真
正顔、横書き、6ヶ月以内撮影のもの。
証明写真として品質に不満足の場合は受付できない場合がありますのでご注意ください。

パスポートサイズ
35mm×45mm

Ver1.0

発行申請書

以上3点がダウンロードしたPDFに含まれます。

発行申請書作成の例 (8)

ダウンロードしたPDFを印刷し、発行申請書に必要な追記等を行います。

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 発行申請書(新規)

① 申請情報

申請日 2017/08/22
 申請区分 A:新規
 カードID JPA

申請者氏名 (自署) **本田 顕子**
 (本名・現姓)

※継続・再発行の場合はカードIDが記入されます。

② 申請者登録情報

フリガナ	セイ	ホンダ	メイ	アキコ
漢字	姓	本田	名	顕子
ローマ字	Sur Name	Honda	Given Name	Akiko
生年月日	昭和46年9月29日		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
住所	〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号			
薬剤師名簿登録番号	第 000001 号	薬剤師名簿登録年月日	平成10年1月1日	
日本薬剤師会会員区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 入会手続き中 <input type="checkbox"/> 非会員			

③ カード発行情報

暗証番号 **1193** (カードを利用するための暗証番号です。任意の数字4桁を記入ください。暗証番号は1000円や5000円などの紙幣が利用できません。)

薬剤師資格証記載氏名選択 現姓(本名) 旧姓・旧名 通名

フリガナ	セイ	メイ
漢字	姓	名
ローマ字	Sur Name	Given Name

住所 申請者住民票住所と同じ 其他住所
 〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号
 (組織名) (部署名)

④ 連絡先住所

申請者住民票住所と同じ カード送付先住所と同じ 其他住所

〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号
 (組織名) (部署名)

電話番号 0333511170 FAX番号
 メールアドレス webmaster1@nichiyaku.or.jp

写真は写真

私は以下の内容を確認し、日本薬剤師会認証局に薬剤師資格証を申し込みます。
 ・『日本薬剤師会認証局運用規程(CPS)』及び『日本薬剤師会認証局利用規約』に同意します。
 ・顔写真、氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号が薬剤師資格証の券面に記載されることに同意します。

◆認証局使用欄

WEB申請ID	JPA_201708220001	受付番号	
---------	------------------	------	--

◆LRA確認欄

確認日		確認日	
照査日		照査日	

Ver1.0

自署で署名。

暗証番号 (数字4桁) 記入。

顔写真 (6ヶ月以内のもの) を貼付。

以上で発行申請書の作成は終了です。

薬剤師資格証発行までの全般的な流れ

日薬

申請者

都道府県
(地域)薬

薬剤師資格証
申請書作成支援
サービス
(インターネット上の
専用ホームページ)



都道府県(地域)
薬剤師会
チェック後、
日薬に送付



日本薬剤師会

④'薬剤師資格証印刷、送付

③'再チェック

②書類等の持参

■必要書類（例）

- ・発行申請書
- ・住民票の写し
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・薬剤師免許証
- ・顔写真

申請書類をもって
来ました。



確認させていた
できます。

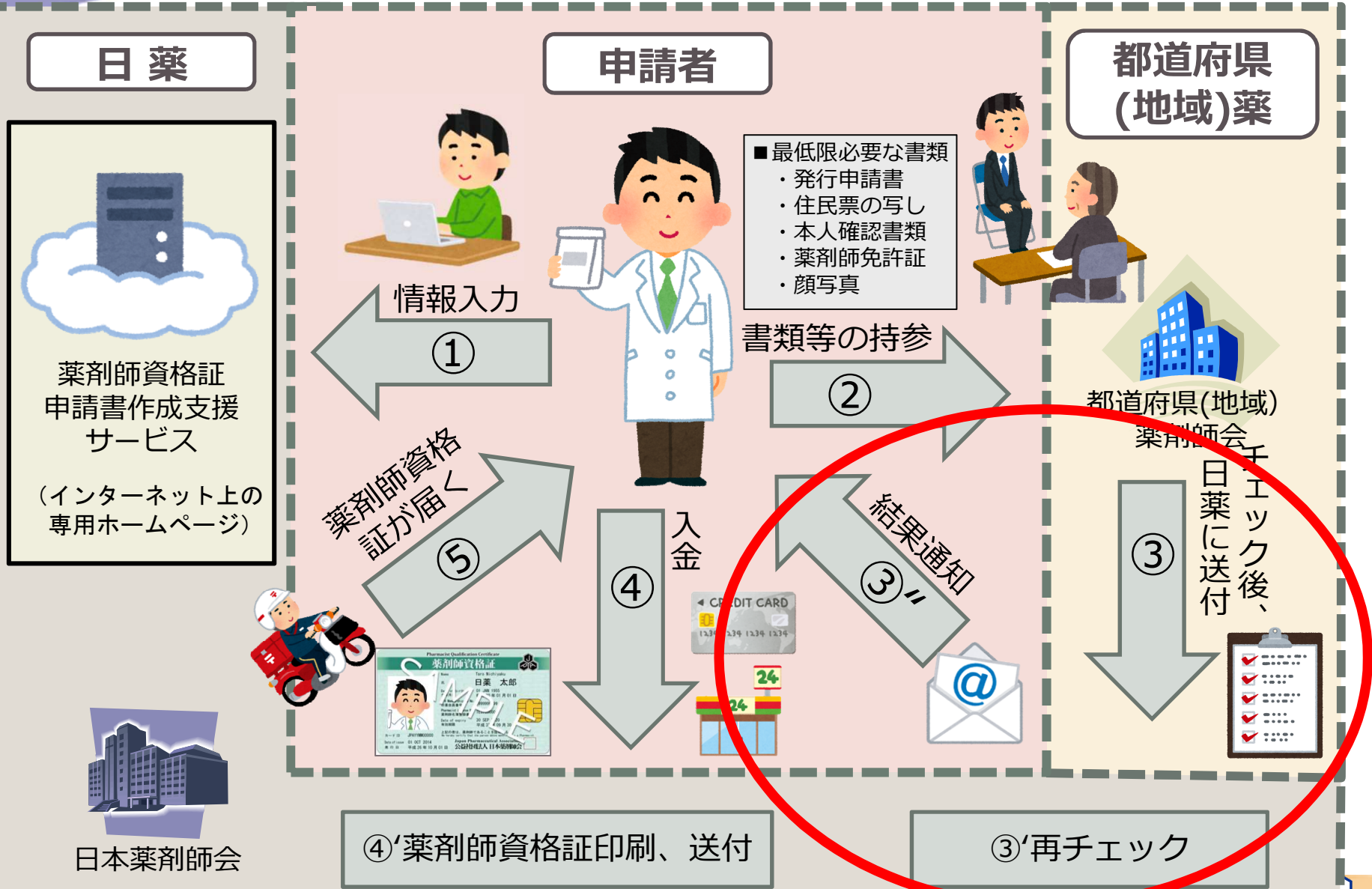
申請者は、先の手順で作成した「発行申請書」と「申請に必要な書類」を都道府県薬剤師会（地域薬剤師会）の窓口を持参します。

窓口では、書類や記載事項に漏れ等がないかをチェック（※）して、問題がなければ書類を受け付けます。

（※）チェックの詳細は後述。



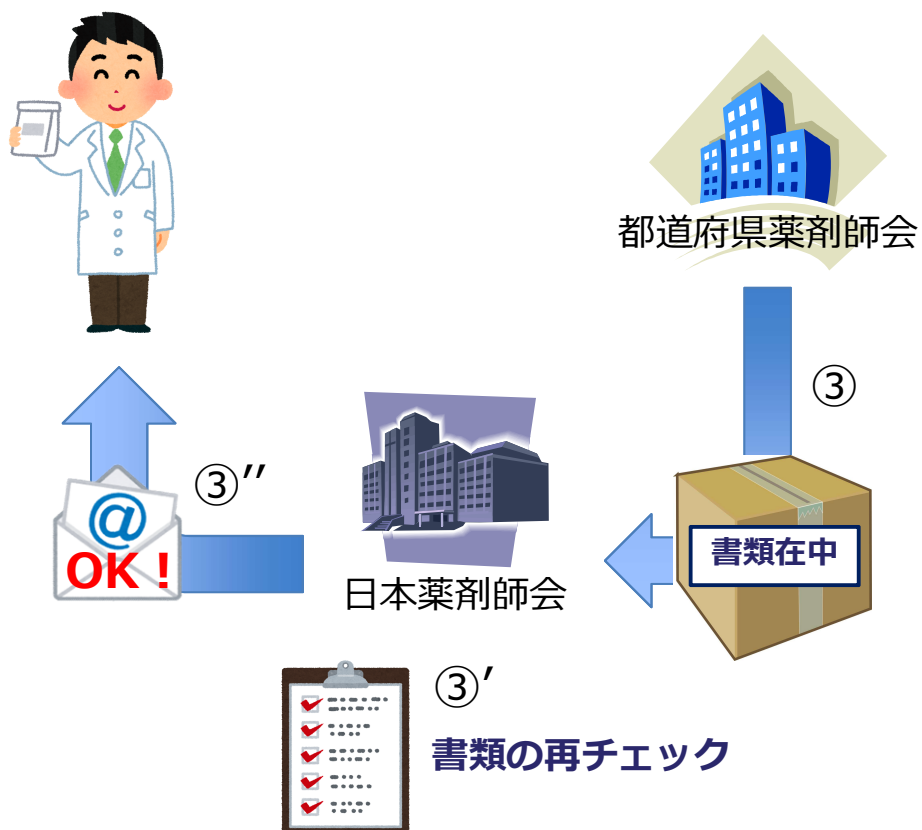
薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



③ 日薬へ送付

③' 再チェック

③'' 結果通知



③ 都道府県薬剤師会は、受けとった書類を再度チェックし、日薬に送付します。

③' 日薬では都道府県薬剤師会が行ったのと同様にチェックを行います。

③'' 問題がなければ、日薬から申請者宛に、発行可能な旨と入金依頼のメールが送信されます。

薬剤師資格証発行までの全般的な流れ

日 薬

申請者

都道府県
(地域)薬

薬剤師資格証
申請書作成支援
サービス
(インターネット上の
専用ホームページ)



情報入力

①



- 最低限必要な書類
- ・発行申請書
 - ・住民票の写し
 - ・本人確認書類
 - ・薬剤師免許証
 - ・顔写真

書類等の持参

②



都道府県(地域)
薬剤師会

チェック後、
日薬に送付

③

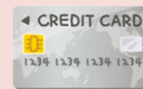
薬剤師資格
証が届く

⑤



入金

④



結果通知

③



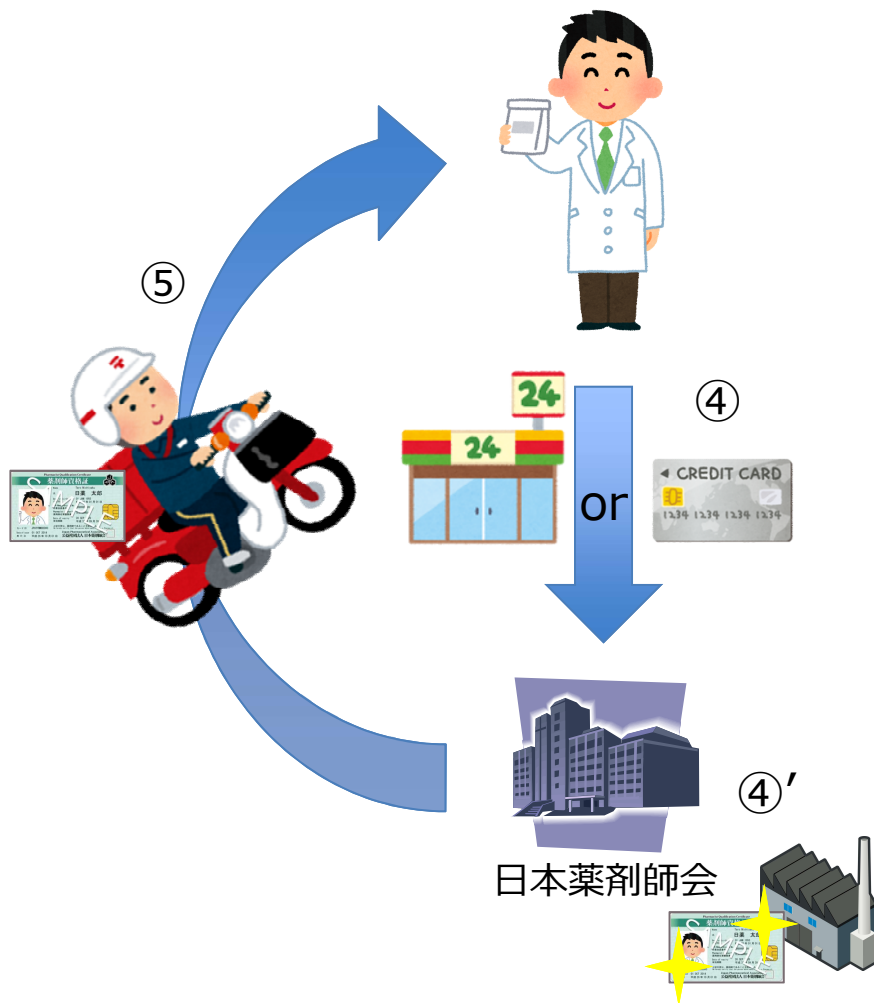
日本薬剤師会

④'薬剤師資格証印刷、送付

③'再チェック

④入金 ④'薬剤師資格証印刷、送付

⑤薬剤師資格証が届く



④申請者は、所定の金額をクレジットカード決済またはコンビニ振り込みで支払います。

④'日薬では入金確認後、薬剤師資格証の券面印刷・作成を行います。

⑤「本人限定受取郵便（特例型）」にて薬剤師資格証が申請者に届きます。

申請者は同封の受領証を返送し、発行の一連の流れが終了です。



■ 薬剤師資格証の価格（定価：非会員）

カード発行費： 8,000円（通常更新の場合、5年毎に必要）

年間運用費： 12,000円

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	カード発行費	年間運用費	合計
初年度	8,000	12,000	20,000
2～5年度	-	12,000	12,000
更新時	8,000	12,000	20,000

通常の更新でも、5年毎にカード発行費がかかる。

● 運用の詳細

発行種別		カード発行費	有効期限
新規発行		取る（カード発行費として）	新たに5年
期限内の更新		取る（カード発行費として）	新たに5年
再発行	失効後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（カード発行費として）	新たに5年
	紛失後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	破損後	取る（カード発行費として）	新たに5年



■ 薬剤師資格証の会員価格

初年度費用：12,000円（カード発行と年間運用を含めた価格）

年間運用費：6,000円（通常更新なら以後ずっと同じ額）

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	初年度費用	年間運用費	合計
初年度	12,000	-	12,000
2～5年度	-	6,000	6,000
更新時	-	6,000	6,000

通常更新であれば更新時でも、いわゆるカード発行費は不要。

● 運用の詳細

発行種別		カード発行費相当額	有効期限
新規発行		取る（初年度費用として）	新たに5年
期限内の更新		取らない	新たに5年
再発行	失効後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（初年度費用として）	新たに5年
	紛失後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	破損後	取らない	4年以上5年以内で年間運用費のキリのよい時※

※H29/4/1発行（有効期限H34/3/31）の薬剤師資格証が、H30/5/20に破損した場合、H30/5/21を発行日とし、H35/3/31（4年10ヶ月と10日後）を有効期限とする。こうすれば、年間運用費のキリと薬剤師資格証の有効期限がズレない。



ご静聴ありがとうございました。

検討事項も山積みの状態ですが、今後の地域医療情報連携基盤等の進展や電子処方せんの発行に鑑み、着実に対応する予定です。